

## 令和4年度 第12回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和5年3月23日（木） 午後3時1分から午後4時30分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

### 3 委 員

出	新原 晃憲	出	畠井 孝二	出	藏ヶ崎 俊光	出	上野 輝男
出	大園 和幸	出	西ノ原 敏男	出	郷原 實行	出	福元 康光
出	寺下 幸弘	出	田中 次男	出	堀之内 節子	出	木場 夏芳
出	中塩屋 均	出	田村 利秋	出	泊 義秋		
出	園田 誠	出	有村 隆	出	村山 みつ子		
出	倉田 雪男	出	榎原 辰夫	出	本田 淳子		

### 推進委員

出	鶴田 勉	出	西元 貞幸	欠	中牧 龍次	出	立元 和揮
出	永山 智哉	出	谷口 芳久	出	細川 健一	出	入佐 哲朗
出	持増 正	出	中尾 明德	出	矢野 嘉彦	出	川崎 守
出	垣内 直人	出	上穂木 紀順	出	松元 渡		
出	徳田 潤一	欠	有馬 研一	出	本村 ヤス子		
欠	高田 裕幸	出	森園 浩美	出	福元 里美		

### 4 部外者出席

農 政 課	農業振興係	主事	前田 裕孝
	担い手育成係	係長	川崎 洋志
		主査	宮城 友美

### 5 事務局職員

局 長	西迫 博	税所	篤行
次長兼農地係長	上之脇 秀輝		
主幹兼振興係長	関口 実		
主 査	池畑 信幸		
主 査	下仮屋 重博		
主 査	兒高 翔		
主任主事	兎師 竜太（輝北総合支所産業建設課）		
主 査			

主 査 板山 智典（串良総合支所産業建設課）  
主任主事 柳井谷 晃志（吾平総合支所産業建設課）

6 総会日程 〔議事〕

- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について
  - ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
  - ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
  - ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
  - ・非農地証明について
  - ・農地移動適正化あっせん申出について
  - ・荒廃農地の発生・解消状況に関する調査による非農地の意見決定について
  - ・農地法第3条許可要件の一部改正に伴う下限面積の撤廃について
  - ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について
  - ・農地利用（形質）変更届の専決処分について
  - ・令和5年度農作業標準賃金及び農作業料金について
  - ・令和5年度農地賃借料について
  - ・令和5年度の総会・調査等の日程について
  - ・令和5年度調査員割当表について
  - ・令和5年度農業委員会事務局当初予算概要について
  - ・あっせん申出の専決処分の変更について
- 〔その他〕

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 園田 誠 委員 ・ 倉田 雪男 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和4年度 第12回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和5年3月23日(木) 開会 午後3時1分 閉会 午後4時30分

鹿屋市役所7階大会議室

(開会)

局長 皆さん、ご起立ください。姿勢を正してください。「一同礼」着席してください。

議長 ただいまから、令和4年度第12回鹿屋市農業委員会総会を開会します。

事務局長に委員の出席状況を報告させます。

局長 本日の欠席は、ございません。出席委員数は、21名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。

なお、推進委員の欠席は、中牧委員、有馬委員、高田委員です。

鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、木場会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号5番の園田委員と、6番の倉田委員を指名します。

本日の会議書記は、事務局職員の関口主査を指名します。

これより議事に入ります。

1頁、議案第88号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第88号につきましては、1頁から91頁です。初めに利用権設定について、2頁で説明します。公告年月日は、令和5年3月24日です。合計面積は、40万6千825㎡、うち更新分13万8千523㎡、内訳として、田が12万2千639㎡、畑が28万4千186㎡です。利用権を設定する者が155人、設定を受ける者が87人です。始期は、いずれも令和5年4月1日です。期間は、1年、3年、4年、5年、6年、8年、10年、15年、20年です。次の3頁から78頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。

初めに3頁です。次の1番から6頁の7番までは、設定期間が1年です。1番、2番は、賃借権で新規設定。

次に、4頁、3番、4番は、賃借権で再設定。

次に、5頁、5番、6番は、賃借権で再設定。

次に、6頁、次の7番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので、後ほど説明します。

次の8番から16頁の26番までは、設定期間が3年です。8番は、使用賃借権で新規設定。

次に、7頁、9番は、使用貸借権で新規設定。10番は、賃借権で新規設定。

次に、8頁、11番、12番は、賃借権で新規設定。

次に、9頁、13番、14番は、賃借権で新規設定。

次に、10頁、15番は、使用貸借権で新規設定。16番は、賃借権で新規設定。

次に、11頁、17番、18番は、賃借権で新規設定。

次に、12頁、19番、20番は、賃借権で再設定。

次に、13頁、21番、22番は、賃借権で再設定。

次に、14頁、23番、24番は、使用貸借権で再設定。

次に、15頁、25番は、議事参与制限にあたりますので、後ほど説明します。次の26番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので、後ほど説明します。

次に、16頁、次の27番から17頁の29番までは、設定期間が4年です。27番は、賃借権で再設定。次の28番から17頁の29番までは、議事参与制限にあたりますので、後ほど一括して説明します。

次に、17頁、次の30番から37頁の67番までは、設定期間が5年です。30番は、使用貸借権で新規設定。

次に、18頁、31番、32番は、賃借権で新規設定。

次に、19頁、33番は、使用貸借権で新規設定。34番は、賃借権で新規設定。

次に、20頁、35番、36番は、賃借権で新規設定。

次に、21頁、37番は、賃借権で新規設定。38番は、使用貸借権で新規設定。

次に、22頁、39番は、賃借権で新規設定。40番は、使用貸借権で新規設定。

次に、23頁、41番、42番は、賃借権で新規設定。

次に、24頁、43番は、賃借権で新規設定。

次に、25頁、44番、45番は、賃借権で新規設定。

次に、26頁、46番、47番は、賃借権で新規設定。

次に、27頁、48番は、賃借権で新規設定。49番は、使用貸借権で新規設定。

次に、28頁、50番は、使用貸借権で新規設定。51番は、賃借権で再設定。

次に、29頁、52番は、賃借権で再設定。

次に、30頁、53番、54番は、賃借権で再設定。

次に、31頁、55番、56番は、賃借権で再設定。

次に、32頁、57番、58番は、使用貸借権で再設定。

次に、33頁、59番、60番は、賃借権で再設定。

次に、34頁、61番は、使用貸借権で再設定。62番は、賃借権で再設定。

次に、35 頁、63 番、64 番は、使用貸借権で再設定。

次に、36 頁、65 番は、賃借権で再設定。次の 66 番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、37 頁、次の 67 番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、68 番から 45 頁の 82 番までは設定期間が 6 年です。68 番は、賃借権で新規設定。

次に、38 頁、69 番、70 番は、賃借権で新規設定。

次に、39 頁、71 番、72 番は、賃借権で新規設定。

次に、40 頁、73 番、74 番は、賃借権で再設定。

次に、41 頁、75 番、76 番は、賃借権で再設定。

次に、42 頁、77 番、78 番は、賃借権で再設定。

次に、43 頁、79 番は、賃借権で再設定。

次に、44 頁、80 番は、賃借権で再設定。81 番は、使用貸借権で再設定。

次に、45 頁、82 番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

次の 83 番は、設定期間 8 年です。83 番は、賃借権で新規設定。

次に、46 頁、84 番から 77 頁の 145 番までは設定期間が 10 年です。84 番、85 番は、賃借権で新規設定。

次に、47 頁、86 番、87 番は、賃借権で新規設定。

次に、48 頁、88 番は、使用貸借権で新規設定。89 番は、賃借権で新規設定。

次に、49 頁、90 番、91 番は、賃借権で新規設定。

次に、50 頁、92 番は、賃借権で新規設定。93 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、51 頁、94 番は、賃借権で新規設定。95 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、52 頁、96 番、97 番は、賃借権で新規設定。

次に、53 頁、98 番、99 番は、賃借権で新規設定。

次に、54 頁、100 番、101 番は、賃借権で新規設定。

次に、55 頁、102 番、103 番は、賃借権で新規設定。

次に、56 頁、104 番、105 番は、賃借権で新規設定。

次に、57 頁、106 番、107 番は、賃借権で新規設定。

次に、58 頁、108 番、109 番は、賃借権で新規設定。

次に、59 頁、110 番、111 番は、賃借権で新規設定。

次に、60 頁、112 番、113 番は、賃借権で新規設定。

次に、61 頁、114 番、115 番は、賃借権で新規設定。

次に、62 頁、116 番、117 番は、賃借権で新規設定。

次に、63 頁、118 番、119 番は、賃借権で新規設定。

次に、64 頁、120 番、121 番は、賃借権で新規設定。

次に、65 頁、122 番、123 番は、賃借権で新規設定。

次に、66 頁、124 番、125 番は、賃借権で新規設定。

次に、67 頁、126 番は、賃借権で新規設定。127 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、68 頁、128 番は、使用貸借権で新規設定。129 番は、賃借権で新規設定。

次に、69 頁、130 番は、賃借権で新規設定。131 番は、使用貸借権で再設定。

次に、70 頁、132 番は、賃借権で再設定。133 番は、使用貸借権で再設定。

次に、71 頁、134 番は、使用貸借権で再設定。135 番は、賃借権で再設定。

次に、72 頁、136 番は、賃借権で再設定。137 番は、使用貸借権で再設定。

次に、73 頁、138 番は、賃借権で再設定。139 番は、使用貸借権で再設定。

次に、74 頁、140 番は、賃借権で再設定。141 番は、使用貸借権で再設定。

次に、75 頁、142 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。

次の 143 番から 77 頁の 145 番までは、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど

一括して説明します。

次に、77 頁、次の 146 番は、設定期間が 15 年です。146 番は、賃借権で新規設定。

次の 147 番は、設定期間が 20 年です。147 番は、使用貸借権で再設定。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありました、3 頁から 78 頁までの 147 件の利用権設定ですが、6 頁の 1 年もの 7 番と 75 頁の 10 年もの 142 番が農業委員会の取決め制限にあたりますが、高田委員が欠席しておりますので、このまま審議いたします。

上之脇 6 頁の 7 番及び 75 頁の 142 番は、借人高田委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 高田委員に係る 1 年もの 1 件と 10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、15 頁の 3 年もの 25 番と、36 頁の 5 年もの 66 番が鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、中塩屋委員に退席をいただき審議します。

(中塩屋委員：退席)

議 長 事務局の説明をお願いします。

上之脇 15 頁の 25 番及び 36 頁の 66 番は、借人中塩屋委員が賃借権の再設定及び新規設定を行

うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 中塩屋委員に係る 3 年もの 1 件と 5 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(中塩屋委員：着席)

議 長 中塩屋委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、15 頁の 3 年もの 26 番と、75 頁の 10 年もの 143 番から 77 頁の 145 番までが農業委員会の取決め制限にあたりますので、入佐委員に退席をいただき審議します。

(入佐委員：退席)

議 長 事務局の説明をお願いします。

上之脇 15 頁の 26 番、75 頁の 143 番から 77 頁の 145 番までは、借人入佐委員が貸借権の再設定及び新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 入佐委員に係る 3 年もの 1 件と 10 年もの 3 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(入佐委員：着席)

議 長 入佐委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、16 頁の 4 年もの 28 番と、17 頁の 29 番が、議事参与の制限にあたりますので、福元副会長に退席をいただき審議します。

(福元副会長：退席)

議 長 事務局の説明をお願いします。

上之脇 16 頁の 28 番から 17 頁の 29 番までは、借人福元副会長の経営される法人が貸借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 福元副会長に係る 4 年もの 2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(福元副会長：着席)

議 長 福元副会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、37 頁の 5 年もの 67 番と、45 頁の 6 年もの 82 番が、議事参与の制限にあたります

ので、本田委員に退席をいただき審議します。

(本田委員：退席)

議 長 事務局の説明をお願いします。

上之脇 37 頁の 67 番及び 45 頁の 82 番は、借人本田委員の息子が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 本田委員に係る 5 年もの 1 件と 6 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(本田委員：着席)

議 長 本田委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの 135 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、79 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

上之脇 所有権移転につきましては、79 頁から 85 頁です。まず、79 頁で説明します。公告年月日は令和 5 年 3 月 24 日、合計面積は、10 万 8 千 570.23 m<sup>2</sup>です。内訳としまして、田が 4 千 406 m<sup>2</sup>、畑が 10 万 3 千 912 m<sup>2</sup>、その他これは農業施設用地ですが 252.23 m<sup>2</sup>です。所有権を移転する者が 8 人、所有権の移転を受ける者が 8 人です。

次に 80 頁、次の 1 番から 83 頁の 5 番及び 84 頁の 7 番から 85 頁の 8 番までは、全て所有権移転協議が成立したのですが、83 頁の 6 番は農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。以上です。

議 長 ただいま説明がありました所有権移転協議 8 件です。83 頁の 6 番が農業委員会の取決め制限にあたりますが、有馬委員が欠席のため、このまま審議します。83 頁の 6 番について事務局の説明をお願いします。

上之脇 83 頁の 6 番は、譲受人の有馬委員が、所有権移転を受けるもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 有馬委員に係る案件 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

残りの所有権移転協議が成立したものの 7 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、86 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 中間管理権設定につきましては、86 頁から 91 頁です。86 頁で説明します。公告年月日は、令和 5 年 3 月 24 日です。合計面積は、3 万 2 千 161 m<sup>2</sup>で、うち、田が 2 万 916 m<sup>2</sup>、畑が 1 万 1 千 245 m<sup>2</sup>です。利用権を設定する者が 9 人、利用権の設定を受ける者が 8 人で、新規設定 9 件です。始期は全て、令和 5 年 3 月 31 日で、期間は 3 年、6 年及び 10 年です。

87 頁をご覧ください。次の 1 番は、設定期間が 3 年です。1 番は、賃借権。

次に 2 番は、設定期間が 6 年です。2 番は、賃借権。

次に、88 頁、3 番から 91 頁の 9 番までは、設定期間が 10 年です。3 番、4 番は、賃借権。

次に、89 頁、5 番は、使用貸借権。6 番は、賃借権。

次に、90 頁、7 番、8 番は、賃借権。

次に、91 頁、9 番は、賃借権。以上です。

議長 ただいま説明がありました、87 頁から 91 頁までの中間管理権設定 9 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、92 頁、議案第 89 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 89 号につきましては、92 頁から 95 頁です。今回は、所有権移転 16 件、使用貸借権 2 件の計 18 件です。

初めに、92 頁です。1 番は、畑が 1 筆で 704 m<sup>2</sup>の売買です。2 番は、畑が 1 筆で 529 m<sup>2</sup>の売買です。3 番は、畑が 5 筆で 7 千 298 m<sup>2</sup>の売買です。4 番は、畑が 1 筆で 1 千 636 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

次に、93 頁です。次の 5 番及び 6 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど一括して説明します。7 番は、田が 1 筆で 409 m<sup>2</sup>の売買です。8 番は、畑が 2 筆で 3 千 187 m<sup>2</sup>の売買です。9 番は、畑が 3 筆で 6 千 475 m<sup>2</sup>の売買です。

次に、94 頁です。10 番は、田が 1 筆で 181 m<sup>2</sup>の贈与です。11 番は、畑が 1 筆で 1 千 755 m<sup>2</sup>の売買です。12 番は、畑が 1 筆で 717 m<sup>2</sup>の贈与です。13 番は、田が 1 筆で 1 千 415 m<sup>2</sup>の売買です。

次に、95 頁です。14 番は、畑が 1 筆で 1 千 102 m<sup>2</sup>の売買です。次の 15 番から 18 番ま

では、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありました。93頁の5番と6番が農業委員会の取決め制限にあたりますので、垣内委員に退席をいただき審議します。

(垣内委員：退席)

議 長 事務局の説明をお願いします。

上之脇 93頁の5番から6番は、受人垣内委員が所有権移転の売買及び贈与を行うもので、農地法第3条第2項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 垣内委員に係る案件2件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(垣内委員：着席)

議 長 垣内委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

それでは、調査がなされていますので、95頁の15番を中塩屋委員に、16番から18番までを、福元里美委員に報告をお願いします。

中塩屋 議席番号4番の中塩屋です。去る3月14日、記載の委員2名と事務局で、農地法第3条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

95頁の15番ですが、下限面積及び農業開始の調査です。申請者は市内の方で、父から子へ贈与を行うもので、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には、自家用の野菜や芝、飼料用の草を作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められ、また下限面積も超えることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

福 元 推進委員の福元です。去る3月14日、記載の委員2名と事務局で、農地法第3条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

95頁の16番ですが、市外取得の調査です。申請者は市外の方で、既に市内で経営する農地を持っており、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には、甘藷を作付けするとのことでした。

次に17番ですが、18番も関連がありますので、併せて報告いたします。下限面積の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。17番の使用貸借権と併せて、18番で下限面積要件の4千㎡を満たすものです。今回、取得する農地には、水稻を作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められ、また下限面積も超える

ことから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 　　ただいま、説明、報告がありました16件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、96頁、議案第90号「農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　　議案第90号につきましては、96頁から98頁です。

まず、96頁をご覧ください。1番は、駐車場を整備するもので、農地区分は3の2です。2番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は3の5です。3番は、資材置場を整備するもので、農地区分は1の3です。なお、令和4年度第6回総会で審議済です。4番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、97頁をご覧ください。次の5番から98頁の9番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 　　ただいま事務局から説明がありましたが、96頁の4番が農業委員会の取決め制限にあたりますので、立元委員に退席をいただき審議します。

（立元委員：退席）

議 長 　　事務局の説明をお願いします。

上之脇 　　96頁の4番は、受人立元委員が、所有権移転により、一般住宅を整備するもので、農地区分は1の3です。なお、令和4年度第6回総会で審議済です。農地法第5条の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 　　立元委員に係る案件1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

（立元委員：着席）

議 長 　　立元委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

引き続き調査がなされていますので、97頁の5番と6番を新原委員に、7番から98頁の9番までを寺下委員に報告をお願いします。

新 原 　　議席番号1番の新原です。去る3月13日、記載の委員2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、97頁の5番ですが、申請地は、川東多目的運動広場の東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業が施行されていることから、第1種農地と

判断されます。申請者は市内で畜産業を営む法人で、申請地に牛舎及び飼料置場を整備する計画であるため、第1種農地の許可基準である「農業用施設等」に該当すると判断しました。なお、既に整備済みであることから始末書を添付しての申請です。

次に、6番ですが、申請地は、吾平総合支所の北に位置し、周囲は10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから、第2種農地と判断されます。申請者は市外の方で、申請地に杉及び桜等の植林を行い、山林として整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、5番及び6番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

寺下 議席番号3番の寺下です。去る3月14日、記載の委員2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、97頁の7番ですが、申請地は、田崎地区学習センターの南に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行ですが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次に、8番ですが、大始良中学校の南に位置し、周囲は10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから、第2種農地と判断されます。申請者は市内で建設業を営む法人で、申請地に資材置場及び駐車場を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に、98頁の9番ですが、鹿屋運動公園の北西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業は施行されていますが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市内で福祉事業を営む法人で、申請地に障害者グループホームを整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

以上、7番から9番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議長 ただいま、説明、報告がありました8件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、99 頁、議案第 91 号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 91 号につきましては、99 頁から 103 頁です。99 頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は 4 件で、田が 1 筆で、畑が 3 筆です。対象面積は、田が 711 m<sup>2</sup>、畑が 1 千 197 m<sup>2</sup>、合計 1 千 908 m<sup>2</sup>です。

次の 100 頁から 103 頁までは、付近見取図及び施設配置計画図となっています。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明しましたが、調査がなされていますので、1 番と 2 番を大園委員に、3 番と 4 番を松元委員に報告をお願いします。

大 園 議席番号 2 番の大園です。去る 3 月 13 日に、記載の委員 2 名と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告いたします。

まず、99 頁の 1 番ですが、周辺図等は 100 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の法人の代表者で、申請地に法人のための待機所、宿舍及び駐車場を整備する計画です。申請地は笠之原インターチェンジの南東に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていることから、第 1 種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の「集落接続施設」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。なお、申請地に接続する農道には排水路がないことから、雨水排水対策を適正に行うように意見を付することとしました。

次に 2 番ですが、周辺図等は 101 頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市内で農業を営む方で、申請地に野菜選果場を整備する計画です。申請地は串良平和公園の東に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されている農用地区域内の農地です。2 a 未満の農業用施設の整備であることから、農業用施設届出書の提出のみで転用許可は不要と判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外及び用途変更は支障がないと判断しました。以上です。

松 元 推進委員の松元です。去る 3 月 13 日に、記載の委員 2 名と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告いたします。

まず、99 頁の 3 番ですが、周辺図等は 102 頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市内で農業を営む方で、申請地に農業用倉庫を整備する計画です。申請地は串良町下小原池の東に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行

されている農用地区域内の農地です。変更内容が農業用施設の整備であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。なお、申請地の一部を既に農機具置場等に使用していることから、始末書の添付が必要となります。

次に4番ですが、周辺図等は103頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、自宅に隣接する申請地に車庫を整備する計画です。申請地は鹿屋内陸工業団地の北東に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがあることから、第1種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の「集落接続施設」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、用途変更及び農振除外は支障がないと判断しました。以上です。

議長 　　ただいま、報告がありました4件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、104頁、議案第92号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　　議案第92号につきましては、104頁です。今回は3件です。次の1番から3番については、記載のとおりです。以上です。

議長 　　ただいま、事務局から説明しましたが、調査がなされていますので、1番と2番を中塩屋委員に、3番を福元里美委員に報告をお願いします。

中塩屋 　　議席番号4番の中塩屋です。去る3月14日、記載の委員2名と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

104頁の1番ですが、申請地は、祓川小学校の北東に位置し、平成28年9月17日の豪雨により、隣接する肝属川が増水して被災してしまったとのことでした。鹿屋市農業委員会非農地証明事務処理要領第2条第1項第2号に規定される、農地への復旧ができないと認められる土地と判断され、周囲の農地への影響もないことから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に2番ですが、申請地は、鹿屋市畜産環境センターの北東に位置し、昭和60年及び平成13年月日不詳から畜舎の敷地として利用しているとのことでした。土地の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。なお、6632番1が農振農用地となっておりますが、既に農業用施設用地に用途変更が行われているものです。以上

です。

福元 推進委員の福元です。去る3月14日、記載の委員2名と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

104頁の3番ですが、申請地は、東原インターチェンジの東に位置し、昭和60年月日不詳から山林化しているとのことでした。土地の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。なお、登記地目は山林となっておりますが、現況地目が畑となっているため、農地法の適用を受けているものです。以上です。

議長 ただいま説明、報告がありました3件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、105頁、議案第93号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第93号につきましては、105頁から107頁です。今回、新たに譲渡希望が105頁の1番から106頁の9番までの9件です。なお、2番、8番及び106頁の9番は賃貸借も可としておりますのでお目通し願います。

次に、賃貸借希望が107頁の1番から6番までの6件です。なお、6番については無償でも可としておりますのでお目通し願います。以上です。

議長 ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をしますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、あっせん委員を指名します。

105頁、土地の所有者からの譲渡希望の、1番の上から3件を泊委員と松元委員に、残りの6件を田村委員と上穂木委員に、2番を畠井委員と西元委員に、3番を郷原委員と細川委員に、4番を新原委員と鶴田委員に、5番を村山委員と本村委員に、6番を園田委員と徳田委員に、7番を村山委員と本村委員に、8番と106頁の9番を堀之内委員と矢野委員に、お願いします。

次に、107頁、賃貸借希望の、1番を福元副会長と入佐委員に、2番を堀之内委員と矢野委員に、3番を榎原委員と森園委員に、4番を寺下委員と持増委員に、5番を堀之内委員と矢野委員に、6番を榎原委員と森園委員に、お願いします。

次に、108頁、議案第94号「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査による非農地の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

兒 高 議案第 94 号につきましては、108 ページから 110 ページです。

まず初めに、これまで非農地の意見決定は昨年調査を基に、3 月総会において、全筆の非農地を議案審議していただいておりますが、昨年より、非農地の登記地目変更及び国からの非農地判断の徹底を行うよう通達がありましたので、事務処理の都合上、毎月、地区ごとに分割して、非農地を議案審議していただきますので、予めご了承ください。

それでは、議案の説明に入ります。

まず、申請番号 24 番については、所有者から農地を整備し、農地として利用する旨の意向がありましたので、議案から削除をお願いします。今回の非農地は田 1 筆、畑 40 筆、合計 41 筆 5 万 5 千 51 m<sup>2</sup>です。利用状況調査の結果、再生困難な農地として非農地判断し、農地台帳から削除いたします。なお、申請番号 2 番、3 番、28 番、30 番、31 番、33 番につきましては、農振地域外であることから、登記地目の変更を法務局に申請いたします。以上です。

議 長 ただいま説明がありました農地に該当しない 42 筆について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨を決定します。

次に、111 頁、議案第 95 号「農地法第 3 条許可要件の一部改正に伴う下限面積の撤廃について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

次 長 農地法第 3 条許可要件の一部改正に伴う下限面積の撤廃についてご説明します。これまで、鹿屋市の農地法第 3 条に係る農地取得については、取得する農地を含め 4 反以上であることでしたが、改正に伴い、下限面積が 4 月から撤廃されることになりました。説明は以上です。

議 長 農地法第 3 条許可要件の一部改正に伴う下限面積の撤廃についてです。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、「農地法第 3 条許可要件の一部改正に伴う下限面積の撤廃について」は、原案どおり決定します。

次に、112 頁、「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

上之脇 資料 112 頁をご覧ください。合意解約につきましては、112 頁から 132 頁です。今回は 40 件で、これらは全て、記載のとおり農地法第 18 条第 6 項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。お目通し願います。以上です。

議 長 ただいまの報告のとおり、112 頁から、132 頁までの 40 件の合意解約です。報告してお

きます。

次に、133 頁、「農地利用（形質）変更届の専決処分について」を報告いたします。

宅地造成するために盛土を行うと同時に、隣接する届出地の畑も道路や宅地と同じ高さに盛土をし、耕作に支障がないようするために、形質変更届が提出されました。今回、工期が総会前に着手となっていたことから、3月1日に榎原委員により現地調査を行い、専決処分としたものです。

この専決処分に対し承認を求めます。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、本件は承認されました。

次に、2月22日の運営委員会で協議した報告案件6件について、委員長の私から概要を報告します。別冊の「令和4年度第12回鹿屋市農業委員会総会報告事項」をご覧ください。

まず、資料の1頁から2頁、令和5年度農作業標準賃金及び農作業料金では、最低賃金と耕賃、その他作業代が増額による変更があったとのことでした。

次に、3頁、令和5年度農地賃借料では、令和4年1月から12月までに締結された賃借の10aあたりの額であるとのことでした。

次に、4頁から6頁、令和5年度の総会・調査等の日程は、特に意見等もなく、了承されました。

次に、7頁、令和5年度調査員割当については、特に意見等もなく、了承されました。

次に、8頁、令和5年度農業委員会事務局当初予算概要については、前年度より、493万3千円の増額となっています。増額の要因は、新規事業に取り組むというものでありました。

次に、9頁、あっせん申し出の専決処分の変更については、議長の専決事項の追加であるということでした。報告は以上になりますが、事務局から一括して説明をお願いします。

上之脇　　まず2番の「令和5年度農作業標準賃金及び農作業料金について」をご説明します。別冊の1頁から2頁をご覧ください。この標準賃金は、法令や規定によるものではありません。鹿児島きもつき農協、肝付吾平農協、そお鹿児島農協、鹿屋市農業公社等の料金の平均値をお示ししたものです。昨年との変更点は一般賃金ですが、令和4年10月6日に県の最低賃金が821円から853円に32円増額改定されましたので、それに伴い変更されました。また、耕賃が種類によって300円から500円程度の増額、その他作業代が、種類によって若干増額されているところですが、これらの要因につきましては、燃料や資材の高騰が要因になっているのではと思われます。なお、金額については、全て消費税は含ん

でおりません。

次に3番の「令和5年度農地賃借料について」をご説明します。3頁をご覧ください。令和4年1月から令和4年12月までに締結された賃貸借における10a当たりの賃借料水準となっています。農地の賃借料を決められる際の目安としてお示しするものです。記載の額は、100円未満を四捨五入してあります。

次 長 続きまして4番の「令和5年度の総会・調査等の日程について」をご説明します。4頁をご覧ください。令和5年度の総会・調査等の日程について、6頁にかけて記載しています。各種申請書の受付日は毎月月末で、総会は毎月23日とし、土日・祝祭日の場合はその前日としております。現地調査については、これまでどおり13日頃に4条・5条調査が2日間、農振調査、3条調査がそれぞれ1日設けてあります。現地調査後は2日あけて議案審議、さらに2日あけて総会という日程として、年間スケジュールを作成しております。

次に5番の「令和5年度調査員割当表について」をご説明します。7頁をご覧ください。令和5年度の調査員割当表です。体制としましては、4条・5条調査、農振調査、3条調査にそれぞれ農業委員1名、推進委員1名の計2名の割当とし、前年度に引き続き基本議席番号順としております。よろしくお願ひいたします。

次に6番の「令和5年度農業委員会事務局当初予算概要について」をご説明します。8頁をご覧ください。令和5年度農業委員会事務局の当初予算案の概要について、ご説明いたします。3月議会に上程した令和5年度一般会計当初予算のうち、農業委員会事務局の当初予算案の概要について、経常経費の「農業委員会運営経費」当初予算額は3千128万円です。事業内容は、総会の開催や農地法に係る調査等で、主な経費内訳は委員報酬、利用状況調査の報償金、委員費用弁償、県農業会議への負担金等となっています。昨年と比較して62万1千円の減額となっています。なお、先進地視察研修に対する経費については、研修先が大人数での受入が困難などの理由で、令和5年度は予算を計上しておりません。来年以降、委員の皆様の3年の任期期間中に県外の先進地視察研修を1回実施したいと考えております。次に、「農業者年金受託事業」ですが、令和5年度は130万2千円で昨年と比べ15万9千円の増額となっています。農業者年金加入推進のための受託事業で、事業内容は、年金加入促進、年金手続き等で、経費は加入推進活動謝礼や消耗品、切手代等となっています。増額の主な要因は、カラープリンターの印刷経費です。次に、「会計年度任用職員経費」ですが、農業振興指導員、農地利用集積指導員、農業委員会事務員の3名分、601万7千円の報酬等です。増額の主な要因は、会計年度任用職員報酬の単価のベースアップです。次に、政策経費の「農地流動化地域総合推進事業」ですが、令和5年

度予算は、174 万円 7 千円で、前年と比べ 42 万 7 千円の増額となっています。事業内容は、担い手への農地集約・あっせん活動、遊休農地解消対策補助金等です。増額の主な要因は、タブレットに関する経費です。次に、「農地地域別把握事業」ですが、令和 5 年度からの新規事業です。事業の概要は、将来的に地域の農地を適切に利用し、耕作放棄地の解消や担い手への農地集積、集約を進めるため、地域での話合いにより、1 筆ごとに耕作者を貼り付け、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する目標地図を含む「地域計画」を、市町村が令和 7 年 3 月までに策定することが法定化されたことから、新たに取り組む事業です。農業委員会の役割は、目標地図の素案を作成することとなりますので、令和 5 年度予算は、耕作者等の意向調査を実施することに対しての、封筒代、切手代を計上しております。この内容につきましては、後ほど、その他の部分で、再度、触れさせていただきたいと思えます。

次に 7 番の「あっせん申出の専決処分の変更について」をご説明します。9 頁をご覧ください。毎月の総会で「農地移動適正化あっせん申出について」の議案が挙がり、審議されますが、その際、議長から「あっせん委員の指名をしますが、ご異議ありませんか」と委員の皆さんに諮られます。このことについては、あっせん委員を指名してよいかの可否を諮るものであると考えます。現状は、あっせん委員は農用地等の所在に対し、担当区域の委員を、議長が指名しているところがございます。つきましては、4 月総会時から、「あっせん委員の指名をしますが、ご異議ありませんか」を「あっせん委員の指名をします。」と変更し、議長の特権事項としてあっせん委員を指名することと考えます。そのことにより、議案書に指名する委員のお名前を、事前に掲載することになります。

前後いたしますが、資料の 7 頁にあります調査員割当表について、1 月の調査日が 13 日と 14 日になっておりますが、正しくは 12 日と 15 日の誤りです。訂正をお願いいたします。申し訳ありません。以上です。

議長 　　ただいま、事務局から報告案件の説明がありましたが、何かございませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、原案どおり承認します。

以上で、第 12 回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。

次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

西ノ原 　　下限面積の撤廃について質問です。要件の 2 番に「譲受人やその家族が常時農作業に従事すること」とありますが、今まで通り農家への調査を実施するということですか。

次 長 　　今の質問についてですが、3 条の現地調査については、農業開始と下限面積の 2 点を主に調査していただいておりますが、今回、下限面積が撤廃されることで、これに係る調

査はなくなるものと考えております。但し、申請書に営農計画書を添付していただくことから、その内容を事務局で審査して、疑義がある場合は現地調査を実施する予定としております。従いまして、下限面積の調査はなくなりますが、営農の状況についてその都度判断をして、現地調査を実施していく予定です。

西ノ原 二月前頃から私の所に農家の人に来て、あちこちの農地を買っているが名義を変更していない人がいるとのことでした。それが一月前になって、「4月から誰でも農地が買えるようになる」と言われて怒られたことがありました。その人は農業を何もしていない人です。このような人が出てくることを心配しているのですが、どのように考えていますか。

次 長 今のご意見についてですが、農地の売買で実際にお金のやり取りのみがあった場合の話だと思います。これは3条の許可申請を行わずに、お金のやり取りのみの売買を行っている場合で、法務局の登記名義は変更できません。下限面積が撤廃されても、3条申請を行い、許可要件である営農の実態が確認できなければ、許可とはならず、登記名義の変更もできないものと考えております。

議 長 他に何かありませんか。

「特になし」

事務局から何かありませんか。

次 長 3点、ご連絡をさせていただきます。まず、令和5年3月31日を持ちまして2名の事務局職員が退職されますので、ご紹介いたします。農業委員会事務局の西迫博局長、吾平総合支所産業建設課の岩元洋一課長のお二人が、3月31日を持ちまして定年退職されます。お二人のご挨拶はこのあと「かのやグランドホテル」で開催されます送別会でいただきたいと思います。ここで、農業委員会の互助会の規定により、会長から西迫局長へ退職祝を贈呈いたします。

(局長：会長前へ)

議 長 皆さまの互助会から、西迫局長へ退職祝を贈呈いたします。

(会長：退職祝贈呈)

次 長 次に、3月分の活動報告書については、補助金の申請の都合上、4月3日、月曜日までに、メールまたは紙で事務局まで、必ず提出をお願いします。

上之脇 最後になりますが、令和5年度から、先ほど予算の説明でもご案内したとおり、地域計画の策定が本格的に、全市域を対象に実施されることとなります。この件につきまして、農政課からお話をさせていただきます。

農政課 農政課の川崎です。よろしく申し上げます。

地域計画につきまして、以前もお話させていただきましたが、本年4月から鹿屋市全域

でスタートします。農地で言いますと8万筆、耕作者で言いますと2万人を超えるというような鹿屋市の現状です。地域計画につきましては、農地一筆毎に耕作者を当てはめるといふ凄惨な作業となります。ですので、農政課といたしましても二年という短い時間しかありませんので、農業委員会事務局とも連携を図りながら、農業委員、推進委員の皆さまの協力をいただきながら、しっかりと進めていきたいと思っております。また、話合いの区域分けにつきましては、現在、農業委員、推進委員の皆さまが管轄されております21地区を大きな区分けとして進めていきたいと考えております。詳細につきましては、4月になりまして体制が新たになりましてから、しっかりと説明させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

上之脇 農業委員会といたしましては、新年度になりましてから、運営委員会の方で、先ほどの大きな区割りの21だけではなくて、更に細かく区割りするのか等の細かい調整を、運営委員会に諮りましてから総会で報告できればと考えておりますので、皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

局長 委員の皆さま、互助会から退職祝をいただきまして、ありがとうございます。  
それでは、4月の調査委員を申し上げます。

4月12日、水曜日、4条・5条の調査が、園田委員、立元委員でございます。

同じく12日、水曜日、農振調査が倉田委員、持増委員でございます。

4月13日、木曜日、4条・5条の調査が、畠井委員、川崎委員でございます。

同じく13日、木曜日、3条調査が、西ノ原委員、鶴田委員でございます。

4月の総会は、4月21日、金曜日の9時からこの会場で開催します。

議長 他にありませんか。推進委員さんから本日の議事に対し伺いたいことはありませんか。

谷口 議案第88号の農用地利用計画の決定の議案の中で、1番と4番と5番の借人の名字と住所や経営面積が同じとなっておりますが、名前が違っております。これは、家族なのか同一人物で記載間違えなのか教えていただきたい。

局長 はい、息子の申請と父親からの申請とになっております。同一の家族が借人となっているものです。経営面積は、同一世帯であれば家族全員の経営面積の合計が記載されますので、同じ経営面積となっております。

議長 他に何かありませんか。

なければ、これを持ちまして令和4年度第12回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

( 閉 会 )